

港湾における産別労働運動の経過

1. 全港湾結成から全国港湾連合会へ

- 1945年 6月 全港湾結成準備会
 - 1946年 2月 日本港運中央会（業界団体）設立
 - 1946年 4月 大阪港湾労働組合同盟結成
 - 5月 全日本港湾労働組合結成準備会（石川県片山津温泉）
 - 7月 全日本港湾労働組合同盟結成（東京、78組合28000人）
 - 1947年 2月 日本港運中央会と最賃、雇用保障、産別労働協約締結の要求提出。
 - 8月 日本港運中央会解散（GHQにより閉鎖期間指定）
 - 1948年 8月 日本港運協会設立
 - 1949年 5月 日本港湾労働組合同盟は、単一化を決定し、全日本港湾労働組合と改称。
 - 8月 海運防衛中央会議
 - 1950年 6月 九州地本のストライキ、GHQはスト中止命令。
- ※50年から51年GHQ労働課のあっせんでの交渉再開が各地でおこなわれる。
- 1951年 6月 第6回大会 高野実より英港湾労働法が紹介される。ILO条約「港湾労働者の雇用恒常化に関する決議」に基づく取り組みが確認。
 - 1952年 6月 総評加盟
 - 1959年 5月 全太平洋アジア港湾労働者会議
 - 7月 全日本港湾関係労働組合協議会（全港労協）結成。
 - 9月 港湾労組懇談会で港湾合理化の共闘体制をつくる。日の港湾共闘。
 - 1965年 5月 港湾労働法制定
 - 1966年 4月 港労法に基づく登録開始
 - 1968年10月 日祝連絡会議結成、日祝完休闘争
 - 1969年 4月 港湾春闘連絡会を結成。
 - 1970年 反合連絡会議
 - 1971年 ラッシュ船入港阻止闘争
 - 1972年 6月 産別交渉権を協定
 - 11月 全国港湾労働組合協議会結成
 - 1979年 5月 530協定締結
 - 1991年 5月 59協定締結
 - 2000年11月 六大港など9港が先行で、港湾運送事業法規制緩和
 - 2006年 5月 港湾運送事業法規制緩和を全港に適用
 - 2008年11月 全国港湾労働組合連合会結成

2. 港湾産別運動形成の背景

(1) 危険な作業と波動性がもたらす不安定雇用

- ① 船の入港に合わせた仕事。特に、戦前は気候にも影響を受け、荷役作業は計画通りにいかなかった。
- ② 手作業時代は、大人数による力仕事。
- ③ 船舶から陸上への荷揚げは極めて危険。
- ④ 船舶の構造も、安全対策はなかった。

(2) 手配師に依拠した労働力確保

- ① 波動性がある中で、どれだけ人を熱られるかという事業。
- ② 戦前から任侠の入り込む場所。鶴酒藤。
- ③ 六大港の人手確保と地方港の人手確保の違い

(3) 雇用責任を持たない零細企業群

- ① 戦争中、統制令により一港一社制が敷かれた時期があるものの、戦後、GHQにより解散させられ、小規模荷役会社が乱立。
- ② 戦後の荒廃時期に、要求は船社、荷主、行政へ向かう
- ③ 様々な要求の中で、GHQとの交渉経験により、行政との交渉の形をとって解決する習慣が残る。

(4) 国際労働運動の中での港湾労働運動

3. 港湾労働法制定と産別運動

- (1) 欧米港湾のハイアリングホール
- (2) 高野実、英国運輸一般から港湾労働法を紹介する。
- (3) 環太平洋港湾労働者会議と国際連帯の動き
- (4) 港湾民主化のうねり
- (5) 港湾労働法施行と全港湾の組織化
- (6) 全港湾労働法といわれた攻撃
- (7) 港湾労働法から需給機能が削除
- (8) 港湾労働法の現代的役割

4. 港湾産別闘争への挑戦

- (1) 戦後労働運動の高揚と産別協定締結闘争
- (2) 国際港湾労働者共闘と全港労協の結成
- (3) ハッチ蓋開閉闘争、日祝連絡会議
- (4) ラッシュ船入港阻止闘争、反合連絡会議

5. 産別協定の締結と全国港湾結成

- (1) 大井ふ頭のたたかいと産別協定締結
- (2) 全国港湾労働組合協議会の結成
- (3) 協定破棄とのたたかいから南港桜島闘争

6. 全国港湾労働組合協議会から連合会へ

- (1) 2000年規制緩和、2001年フルオープン協定
- (2) 2006年秋田港における新規参入阻止闘争
- (3) 2008年全国港湾労働組合連合会結成
- (4) 2011年東日本大震災で雇用保障協定
- (5) 2017年産別協定順守闘争として、追認闘争。